

原子力災害時に避難する住民等のために地方公共団体が行う汚染検査・除染について

平成26年6月9日
原子力規制庁原子力防災政策課

原子力災害時に避難する住民等のために地方公共団体が行う汚染検査・除染（避難場所まで避難した住民等に対して被ばく線量評価のために行うものを除く。）については、以下の事項に留意して、避難指示を受けた住民の迅速な避難の実効性を確保しつつ、当該避難による汚染の拡大を防止するよう努める。なお、以下の事項に加え、地方公共団体が地域の実情を踏まえて必要な措置を講じることを妨げるものではない。

1. 優先して汚染検査・除染を行うべき対象

国又は地方公共団体による避難指示を受けた住民（ただし、放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民を除く。以下同じ。）及びその携行物品

（解説）

- 「避難指示を受けた住民」とは、国又は地方公共団体による避難指示があった後に、当該避難指示の対象となる区域から避難した住民をいう。汚染検査・除染の実施に当たり、当該区域から避難した住民とその他の住民を区別することが困難な場合には、これらの住民は避難指示を受けた住民とみなす。
- 「携行物品」とは、対象となる住民が避難の際に携行した物品のうち、汚染検査・除染の実施後に避難場所まで移動する際に必要な避難車両、防災用品（ラジオ・携帯電話・防寒具・医薬品など）等をいう。

2. 場所

重点区域の境界周辺であって、以下の事項を満たす場所を計画すること。

- ① 避難指示を受けた住民が避難場所まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること
- ② 避難指示を受けた住民のための避難場所までの移動が容易であること
- ③ 汚染検査・除染の実施に必要な敷地の確保、資機材の緊急配備、要員の円滑な参集が可能であること

（解説）

- 「重点区域の境界周辺」とは、典型的には重点区域の外側であって、重点区域の境界から概ね数キロ程度以内の範囲をいう。ただし、県境を越える広域的な避難を計画する地域にあっては、その計画に定めるところによる。
- 「避難場所まで移動する経路」とは、地域防災計画において地方公共団体が予め定める避難場所及び避難経路をいう。地方公共団体が予め定める避難経路が複数ある場合は同数以上の実施場所を避難経路に沿って設置するよう計画する。
- 「避難場所までの移動が容易であること」とは、典型的には避難場所と隣接する場所であって、それ以外の場合には、避難場所までの移動手段及び経路を予め計画する。
- 「実施に必要な敷地」とは、放射性物質が原子力事業所外に放出された後にOILに基づき特定の地域が段階的に避難指示の対象区域となることを念頭に、当該避難指示を受けた住民に対する汚染検査・除染を効率的に実施するために必要な敷地をいう。

3. 実施方法

汚染検査・除染は、以下の方法を考慮して実施することを計画すること。

- ① 住民及びその携行物品（車両を含む。）の汚染検査は、GMサーベイメータやゲート型モニターなど各種の放射線計測器を適切に使用して効率的に行うこと。
- ② 自家用車や避難バス等の車両を利用して避難した住民の汚染検査は、その車両の乗員の避難行動が同様である場合には、まず車両の汚染検査を行い、当該車両にOIL4超の汚染があった場合には乗員の代表者に対して汚染検査を行うこと。
- ③ 携行物品（車両を除く。）は、これを携行した住民にOIL4超の汚染が認められた場合には汚染検査を行うこと。
- ④ 住民及びその携行物品（車両を含む。）の除染は、汚染検査を行う場所で実施すること。

（解説）

- ゲート型モニターが利用可能な場合は、まずゲート型モニターにより表面汚染の有無を検査し、OIL4超に相当する汚染が検出された場合にはGMサーベイメータにより汚染箇所を特定して除染を行う。
- 「乗員の避難行動が同様である場合」とは、典型的には自宅に屋内退避した家族等が自家用車により帯同して避難する場合や同一の施設に屋内退避した住民が避難バスにより帯同して避難する場合であって、当該住民の汚染（そのおそれのある場合も含む。）の状況が同様である場合をいう。
- ②の車両にOIL4超の汚染が検出されない場合は、その車両の乗員も同様とみなす。
- ②の車両にOIL4超の汚染が検出された場合であって、その車両の乗員の代表者にOIL4超の汚染が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。
- ③について、住民にOIL4超の汚染が検出されない場合は、その住民の携行品（上記の車両を除く。）も同様とみなす。

4. 実施体制

- ① 避難元となる道府県が、必要に応じて他の近隣の道府県と連携協力して、相互の合意に基づく実施体制を計画すること。
- ② 汚染検査・除染の実施主体となる地方公共団体は、事前の計画に基づき、OILに基づく防護措置が実施される際に遅滞なく汚染検査・除染を実施する体制を整備すること。
- ③ 避難元及び避難先となる道府県は、避難指示を受けた住民が汚染検査・除染を受けた後に円滑に避難場所に受け入れられるよう相互に連携協力すること。

（解説）

- 「必要に応じて他の近隣の道府県」とは、避難元となる道府県の計画において、汚染検査・除染を実施する場所が避難元となる道府県の外にある場合又は避難指示を受けた住民が汚染検査・除染を受けた後に避難する避難場所又は避難経路が避難元となる道府県の外にある場合における当該実施する場所又は当該避難場所又は避難経路がある道府県をいう。
- 汚染検査・除染の実施体制を計画する上では、上記「1. 対象」に該当する住民が状況の進展に応じて段階的に避難すること、上記「3. 実施方法」による汚染検査が効率的に行われることを踏まえ、緊急時における実施要員を考慮する。
- 汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体が避難元となる道府県の外にある場合には、汚染検査・除染の実施に必要な資機材は、避難元となる道府県が計画に基づき調達し、汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体に予め配備する。